平成２２年（フ）第１９８５号
東京都足立区入谷８丁目２－２－406
債務者　金田　幸雄
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９８６号
東京都目黒区五本木２丁目25－２－403
債務者　内藤　久豊
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９８７号
東京都中野区弥生町５丁目８－５
債務者　船木　昭弘（旧姓古場）
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９０号
神奈川県横浜市青葉区美しが丘西２丁目53－42
債務者　中山　路美
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９２号
千葉県野田市尾崎347－１－E101
債務者　牧之田　梓（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９６号
東京都練馬区東大泉６丁目22－12－205
債務者　當山　寛孝
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９７号
東京都豊島区駒込６丁目33－８－203
債務者　植松エリナ
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０００号
東京都小金井市緑町５－13－33－101、住民票上の住所東京都府中市住吉町４丁目32－79
債務者　小池　美紀
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２００１号
東京都あきる野市野辺1036－４－102
債務者　中島美智子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０５６号
東京都中野区江古田３丁目８－２－304
債務者　鈴木　　彰
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７６号
東京都足立区花畑５丁目10－25－404
債務者　五十里博昭
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７７号
東京都足立区花畑５丁目10－25－404
債務者　五十里和子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３２７１号
神奈川県藤沢市柄沢421番地の２　ヒルクレスト湘南503号室
債務者　中村　徳男
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２７２号
神奈川県藤沢市柄沢421番地の２　ヒルクレスト湘南503号室
債務者　中村ミサ子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７号
横浜市中区花咲町１丁目４番地　ベルメゾン桜木423号室
債務者　大堀　広美
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部